

後期高齢者医療制度のお知らせ 令和2年度の保険料の支払い・ 保険証(被保険者証)の一斉更新について



■問合せ

住民課国保医療グループ (☎ 74-3002)
北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011-290-5601)

1. 保険料の計算方法

保険料は被保険者全員が等しく負担する「均等割」と前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

令和2年度の保険料は7月に個別にお知らせします。

所得とは…

前年の収入から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

均等割
1人当たりの額
年額 52,048 円

+

所得割
本人の所得に応じた額
(令和元年中の所得 - 33万円) ×
10.98%

=

1年間の保険料
限度額 64万円
100円未満切り捨て

※1年間の保険料の上限額は、64万円になります。

2. 保険料の軽減

①均等割の軽減(年額)

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定し、被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。昭和30年1月1日以前に生まれた人の公的年金などの所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

※令和2年度から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。また、軽減特例の見直しにより8.5割軽減から7.75割軽減、8割軽減から7割軽減に変更になりました。

②被用者保険の被扶養者だった人の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった人は、負担軽減のための特別措置として所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。(52,048円 → 26,024円)

※被用者保険とは協会けんぽなど、主にサラリーマンの人が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の 軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合			
	本則	元年度	2年度	3年度
33万円以下で被保険者全員の所得なし (年金収入の場合80万円以下)	7割	8割	7割	
33万円以下		8.5割	7.75割	7割
33万円 + (28万5千円* × 被保険者数) 以下	5割	5割		
33万円 + (52万円* × 被保険者数) 以下	2割	2割		

※前年度の均等割5割軽減の所得判定基準は33万円 + (28万円 × 被保険者数) 以下、2割軽減の所得判定基準は33万円 + (51万円 × 被保険者数) 以下となっていました。

3. 保険料の支払い方法

保険料の支払いは、「年金からの支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望する人は、住民課国保医療グループへ問い合わせください。

申込みに必要なもの：本人の保険証、支払いする口座の預金通帳と届出印

「年金からの支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。

税申告のときの社会保険料控除は支払いする人に適用されます。(年金からの支払いの場合、支払いする本人の社会保険料控除の対象になります)

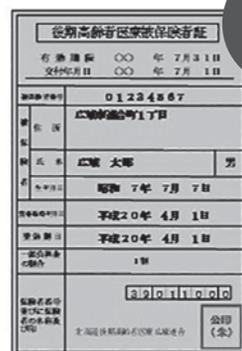
4. 保険証(被保険者証)の一斉更新

① 保険証の更新

現在使用の橙(だいだい)色の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、手元に届きましたら水色の保険証を使用ください。

- ・新しい保険証有効期限は、令和3年7月31日です。
- ・紛失したときや汚れたときは再交付しますので、住民課国保医療グループまで申し出ください。



② 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)・限度証(限度額適用認定証)の更新

現在使用の黄緑色の減額認定証および限度証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する人は7月中に減額認定証および限度証を交付しますので、8月1日からは黄色の減額認定証および限度証を使用ください。

新たに必要となる人は、下記の交付要件に該当することを確認し、住民課国保医療グループへ申請ください。

※有効期間は保険証と同じく1年間です。

減額認定証の交付対象は、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する人です。

区分Ⅰ 世帯全員が住民税非課税である人のうち、次のいずれかに該当する人 ●世帯全員の所得が0円の人(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の人) ●老齢福祉年金を受給している人	区分Ⅱ 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない人
--	-----------------------------------

限度証の交付対象は3区分のうち現役並Ⅰまたは現役並Ⅱに該当する人です。

現役並Ⅰ 住民税課税所得が145万円以上で380万円未満の被保険者と、その人と同一世帯にいる被保険者	現役並Ⅱ 住民税課税所得が380万円以上で690万円未満の被保険者と、その人と同一世帯にいる被保険者	現役並Ⅲ 住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その人と同一世帯にいる被保険者
---	---	---

